

保護者の皆様へ

松阪市立中原小学校

校長 日口 佳代

## 台風接近時・大雨時等における児童の登下校について

「レベル5大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「暴風雪特別警報」、「大雪特別警報」、  
「レベル4大雨危険警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が発令されたとき

1. 午前11時の時点で上記の警報が継続中の場合 ⇒ 臨時休校とします。

2. 午前11時までに上記の警報が解除された場合

\* 午前5時の時点で松阪市に上記の警報が発令されている場合、その日の給食はありません。

\* 解除後2時間後をめぐりに授業を行います。

(1) 上記の警報が午前11時00分までに解除され、登校に危険がないと判断されたときは、通学団別に集合し、集団登校します。

(2) 解除された時刻、天候や道路等の状況で、集合および登校時刻、授業内容が変わります。

Tetoruでメール配信をしますので、その指示にしたがって登校させてください。

\* 洪水や道路の冠水・破損等で、登校が危険と判断される場合は、自宅で待機し、その状況を学校に連絡してください。

<メール配信の例>

【例1】「暴風警報」が午前9時00分に解除されましたので、午前11時00分に集合場所に集合し、集団登校してください。1時限の授業を行ったあと、一斉下校します。給食はありませんので、午後0時20分ごろ下校の予定です。

【例2】「暴風警報」が午前10時30分に解除されましたので、午後1時00分に集合場所に集合し、集団登校してください。午後に1・2時限の授業を行ったあと、一斉下校をします。給食はありませんので、昼食をすませてから集団登校します。午後3時35分ごろの予定です。

3. 始業後に上記の警報が発令された場合 ⇒ 直ちに授業を中止し下校させます。

○教職員が引率し、通学別に一斉下校します。ただし、風雨等の天候の状況や通学経路の状況から下校に危険がともなうと判断される場合や教育委員会の指示により、安全が確保されるまで下校を見合わせて学校で待機させたり、引き渡し下校で帰宅させたりする場合があります。

\* この他、本校の場合、レベル5河川氾濫特別警報、レベル4河川氾濫危険警報の状況により、必要な措置をとることがあります。

\* また、嬉野中校区各校との協議の上、事前の対応連絡をする場合があります。